

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新																		
目次	(追加)	1 相談の窓口 【医療的ケア】 <u>(13) 熊本県医療的ケア児支援センター</u> <u>(熊本大学病院小児在宅医療支援センター)</u> 【精神障がい・引きこもり・心の問題】 <u>(19) こころの悩み相談@熊本県 (SNS相談)</u> <u>(20) 熊本県こころの悩み電話相談</u>																		
5	【一般的な相談】 (2) 相談支援事業所 指定相談支援事業所「アントニオ」 TEL 096-286-3769 FAX 096-286-3622	【一般的な相談】 (2) 相談支援事業所 指定相談支援事業所「アントニオ」 TEL <u>096-286-3611</u> FAX <u>096-286-8145</u>																		
13	(11) 地域療育センター 在宅の障がい児の療育に関してご相談ください。障がい児とその家族及び地域の関係機関を支援しています。	(11) 地域療育センター 在宅の障がい児の療育に関してご相談ください。障がい児とその家族及び地域の関係機関を支援しています。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>TEL FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>天草地域療育センター</td> <td>863-0024 天草市川原町7-46 すくすく園内</td> <td>0969-23-7049 0969-23-7049</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	TEL FAX	天草地域療育センター	863-0024 天草市川原町7-46 すくすく園内	0969-23-7049 0969-23-7049	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>TEL FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>天草地域療育センター</td> <td><u>863-0043</u> <u>天草市亀場町亀川</u> <u>1886-2</u></td> <td>0969-23-7049 <u>0969-22-4985</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	TEL FAX	天草地域療育センター	<u>863-0043</u> <u>天草市亀場町亀川</u> <u>1886-2</u>	0969-23-7049 <u>0969-22-4985</u>
名称	所在地	TEL FAX																		
.....																		
天草地域療育センター	863-0024 天草市川原町7-46 すくすく園内	0969-23-7049 0969-23-7049																		
名称	所在地	TEL FAX																		
.....																		
天草地域療育センター	<u>863-0043</u> <u>天草市亀場町亀川</u> <u>1886-2</u>	0969-23-7049 <u>0969-22-4985</u>																		

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新
14	<p>■熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」 （菊池郡大津町室 213-6 さくらビル2階）</p> <p>【問い合わせ先】TEL：096-293-8189、 FAX：096-293-8239</p> <p>【開所時間】月～金曜日：午前9時～午後6時</p> <p>※祝日、年末年始を除く。</p>	<p>■熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」 （菊池郡大津町室 213-6 さくらビル2階）</p> <p>【問い合わせ先】TEL：096-293-8189、 FAX：096-293-8239</p> <p>【開所時間】月～金曜日：午前9時～ <u>午後5時</u></p> <p>※祝日、年末年始を除く</p>
15	<p>（追加）</p>	<p>（13）熊本県医療的ケア児支援センター（熊本大学病院小児在宅医療支援センター） （熊本市中央区本荘1-1-1）</p> <p>【問い合わせ先】TEL：096-373-5653 又は 096-373-5448 Mail：info@kumamoto-children.net</p> <p>【開所時間】月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後5時</p> <p>※祝日、年末年始を除く。</p> <p>医療的ケア児（者）とその家族などからのご相談に応じています。</p>
15	<p>（15）熊本こころのケアセンター 【相談電話】096-385-3222 FAX 096-385-3225</p> <p>※令和4年4月1日から、こころのケアセンター相談電話は、熊本県精神保健福祉センター（TEL：096-386-1166）と同一の番号となります。</p>	<p><u>（16）熊本こころのケアセンター</u> 【相談電話】<u>096-386-1166</u> FAX <u>096-386-1256</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新
16	(追加)	<p><u>(19) 心の悩み相談@熊本県 (SNS相談)</u></p> <p><u>【受付時間】 毎週月・水・金曜日の午後6時～午後10時 (年末年始除く)</u></p> <p><u>右のQRコードから友達登録して相談を開始してください。</u></p> <p><u>(LINEで相談する。)</u></p> 
16	(追加)	<p><u>(20) 熊本県心の悩み電話相談</u></p> <p><u>【相談電話】 0570-030-556</u></p> <p><u>【受付時間】</u></p> <p><u>平日：午後6時～翌日午前9時</u></p> <p><u>土日祝：24時間 (年中無休)</u></p>
21	<p>【人権・権利擁護】</p> <p>(24) 障がい者虐待に関する相談【障がい者虐待に関する各市町村の相談窓口】</p> <p>・ 和水町障害者虐待防止センター</p> <p>休日夜間連絡先</p> <p>0968-75-8375</p>	<p>【人権・権利擁護】</p> <p>(27) 障がい者虐待に関する相談【障がい者虐待に関する各市町村の相談窓口】</p> <p>・ 和水町障害者虐待防止センター</p> <p>休日夜間連絡先</p> <p><u>0968-86-5724</u></p>
31	<p>(2) 療育手帳</p> <p>③手帳に記載の住所や氏名などに変わったとき</p> <p><input type="checkbox"/> 記載事項の変更届</p> <p><input type="checkbox"/> お持ちの療育手帳</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー関係書類</p> <p>④手帳の再判定を受けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 再判定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> お持ちの療育手帳</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー関連書類</p>	<p>(2) 療育手帳</p> <p>③手帳に記載の住所や氏名などに変わったとき</p> <p><input type="checkbox"/> 記載事項の変更届</p> <p><input type="checkbox"/> お持ちの療育手帳</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④手帳の再判定を受けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 再判定申請書</p> <p><u><input type="checkbox"/> 本人の写真 (縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。)</u></p> <p><input type="checkbox"/> お持ちの療育手帳</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー関連書類</p>

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新
39	<p>4 公的手当・年金等</p> <p>(1) 特別障害者手当（月額 27,350 円）</p> <p>(2) 障害児福祉手当（月額 14,880 円）</p>	<p>4 公的手当・年金等</p> <p>(1) 特別障害者手当 <u>（月額 27,980 円）</u></p> <p>(2) 障害児福祉手当 <u>（月額 15,220 円）</u></p>
40	<p>(3) 経過的福祉手当（月額 14,880 円）</p> <p>(4) 特別児童扶養手当（月額 1 級： 52,500 円・2 級：34,970 円）</p>	<p>(3) 経過的福祉手当 <u>（月額 15,220 円）</u></p> <p>(4) 特別児童扶養手当 <u>（月額 1 級： 53,700 円・2 級：35,760 円）</u></p>
76	<p>8 料金の割引制度やサービス等（民間事業者）</p> <p>【交通利用料金】</p> <p>(7) 有料道路通行料金</p> <p>①高速道路</p> <p>【登録対象】.....</p> <p>【割引額】.....</p> <p>※割引対象となる自動車や申請手続き（新規・更新・変更）、利用方法等については、NEXCO 西日本のホームページもしくは上記問い合わせ先にご確認ください。</p> <p>《ホームページ：有料道路における障がい者割引制度についてのご案内》 https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/guidance.html</p>	<p>8 料金の割引制度やサービス等（民間事業者）</p> <p>【交通利用料金】</p> <p>(7) 有料道路通行料金</p> <p>①高速道路</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>※<u>割引額</u>、割引対象となる自動車や申請手続き（新規・更新・変更）、利用方法等については、NEXCO 西日本のホームページもしくは上記問い合わせ先にご確認ください。</p> <p>《ホームページ：有料道路における障がい者割引制度についてのご案内》 https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/guidance.html</p>
78	<p>【交通利用料金】</p> <p>(8) 鉄道運賃</p> <p>③くま川鉄道</p> <p>※精神障がい者の方への割引はありません。</p>	<p>【交通利用料金】</p> <p>(8) 鉄道運賃</p> <p>③くま川鉄道</p> <p><u>※令和4年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳（携帯電話アプリ・ミライロIDを含む）を呈示した場合、運賃割引が導入されています。</u></p>

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新
95	<p>10 公共機関の各種制度 （7）県立施設の利用 （略）</p>	<p>10 公共機関の各種制度 （7）県立施設の利用 （略）</p> <p><u>※上記の県有施設でミライロID（スマホ・障害者手帳アプリ）の提示でも手帳の提示と同様の取扱いをしています。</u></p>
97	<p>参考1 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体系 （略）</p> <p>※難病患者等については、障害福祉サービス等の対象疾病（平成30年4月1日時点では359疾病）による障がいがある方が対象となります。</p>	<p>参考1 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体系 （略）</p> <p>※難病患者等については、障害福祉サービス等の対象疾病（<u>令和3年11月1日時点では366疾病</u>）による障がいがある方が対象となります。</p>
102	<p>参考4 障がい者に関するマーク （追加）</p>	<p></p> <p><u>【手話マーク】</u></p> <p><u>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</u></p> <p><u>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</u></p>

令和3年度障がい福祉のしおり（新旧対照表）

※令和5年3月末に一部修正しています。

頁	旧	新
		 <p>【筆談マーク】</p> <p><u>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</u></p> <p><u>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</u></p>